

(6) 補償の種類及び内容

補償の種類	補償事由	補償内容
1 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送
2 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給する。
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第2に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の程度に応じ、年金を支給する。
4 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき施行規則別表第3に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給する。
5 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、施行規則別表第4で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給する。

補償の種類	補償事由	補償内容	
6 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、60歳以上のもの又は一定の障害の状態にあるもの）で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。 (2) 遺族補償一時金 (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。	
7 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	葬祭を行う者（遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者））に対し、所定の金額を支給する。	
8 障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときは、その遺族に対し、その差額を支給する。	
9 障害補償年金 前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	
10 遺族補償年金 前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	
船員の特例	11 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合で、給与を受けないとき	治った日の翌日から、勤務することができない期間（1月を超えるときは1月間）、所定の金額を支給する。
	12 行方不明補償	船員が公務上行方不明になったとき	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間（3月を超えるときは、3月間）、所定の金額を支給する。

(7) 福祉事業の種類及び内容

福祉事業は、金銭給付による定型的な補償を補完するためのものです。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
1 外科後処置	施行規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
2 補装具の支給	施行規則別表第3に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。
3 リハビリテーション	施行規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
4 アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者で施行規則別表3に定める程度の障害を有する者等に対し、円滑な社会生活を営むために必要な、一定範囲の処置等を行う。
5 休業援護金	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、休業援護金を支給する。
6 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金の受給権者又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給する。
7 奨学援護金	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で支給する。
8 就労保育援護金	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護する目的で支給する。
9 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて支給する。
10 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
11 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。
12 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分等に応じて支給する。
13 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分等に応じて支給する。
14 傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で年金として支給する。
15 障害特別給付金	障害補償年金の受給権者には年金として、障害補償一時金の受給権者には一時金として支給する。(趣旨は傷病特別給付金に同じ)
16 遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者には年金として、遺族補償一時金の受給権者には一時金として支給する。(趣旨は傷病特別給付金に同じ)
17 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として支給する。
18 長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき髄その他神経系の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。）が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（公務災害・通勤災害による死亡を除く。）に、一定の要件を満たす遺族に対し一時金として支給する。